

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 料金の見直しの検討その他香川県広域水道企業団が取り組む諸課題について諮問することを可能とすることにより、水道事業の経営等について、その円滑な実施を図ることを目的として、企業長の当該諮問に応じ調査審議を行う附属機関として香川県広域水道企業団水道事業等審議会を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団個人情報保護条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、同法において個人情報の保護に関する全国的な共通ルールが定められたことに伴い、同法で定める規定と重複するものについて削除する等のため、香川県広域水道企業団個人情報保護条例の全部を改正することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 国家公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、当該定年を基準として定めるものとされる香川県広域水道企業団の職員の定年を段階的に引き上げるため、並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等のため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和5年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、同法において個人情報の保護に関する全国的な共通ルールが定められたところ、その適用対象外とされた議会に係る独自の個人情報保護制度を設けるため、この条例を制定することとした。
- 2 令和5年4月1日から施行することとした。